

別紙1 提案の評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点
業務体制	業務実績	本業務と同様又は類似の事業の実績を十分有しているか。	60
	制度理解	・総務省が示しているふるさと納税の趣旨や制度及び基準を理解し、その範囲内での提案になっているか。 ・今後の制度改正を踏まえた提案となっているか。	
	実施方針	・ふるさと納税の制度を踏まえたうえで、本市のふるさと納税事業の現状、市場動向の分析を踏まえた実施方針となっているか。 ・実施方針は、具体性があり、実現可能なものであるか。	
	実施体制	・緊急時にも迅速に業務遂行できる、適切かつ十分な組織体制か。 ・担当者はIT関連の知識を有し、ふるさと納税業務における能力、経験が十分であるか。 ・本件に対する意気込みを感じられるか。	
	関係者との連携	・本市やポータルサイト運営事業者、発送業務受託事業者と密に連携し、本市の寄附獲得に向けた円滑な取組みが展開できるか。 ・返礼品協力事業者との連携を重視し、より魅力的な返礼品を開発できるような提案となっているか。	
	情報セキュリティの確保	・寄附者の個人情報、返礼品協力事業者の情報などの委託業務に含まれる情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理が徹底されているか。	
業務内容	市場分析・寄附拡大提案	・本市のふるさと納税事業の現状及び市場動向を踏まえたうえで、獲得可能な寄附額の目標、その目標額に達する根拠について具体的に提案されているか。 ・市場動向の分析や本市の寄附実績に基づき、寄附拡大につながる戦略の提案となっているか。また、その戦略の対応がとれるか。	100
	寄附者情報の一元管理	・本市が契約する複数のポータルサイトと連携が可能であり、寄附者情報等を一元的に管理可能なシステムとなっているか。 ・各種条件での検索、集計等が可能な機能を有し、統計資料作成等を行うためのデータ出力が可能な機能を有しているか。 ・システムダウン時など不測の事態が生じた場合の対応策は適切か。 ・寄附受領証及びワンストップ特例申請書を作成するためのデータ出力が可能な機能を有しているか。 ・ワンストップ特例申請の受付は郵送での申請のほかオンライン申請にも対応しているか。	
	返礼品協力事業者対応	・返礼品協力事業者と密なコミュニケーションを取ることで良好な関係を構築し、継続的に返礼品を供給・刷新して行くことが期待できるか。 ・返礼品協力事業者に対して適時・適切な指示・助言等ができるか。 ・返礼品協力事業者との調整、返礼品管理・発送等が適時・適切に対応できる体制となっているか。	
	返礼品開発	・本市の産業構造を理解し、市場の動向やマーケティングの視点を踏まえた、寄附拡大に効果的な返礼品開発計画が示されているか。 ・現在の返礼品の訴求力を高める取組みが提案されているか。 ・本市の魅力効果を効果的に発信し、市内産業の振興に資する返礼品の企画提案であるか。 ・返礼品協力事業者の負担を最小限に、返礼品の紹介や画像を充実させることができるか。	
	SEO対策業務	・ふるさと納税の寄附額の増加に資する施策として、中長期的な視点も踏まえた提案となっているか。 ・デザイン性に優れ、寄附者が目を引く寄附募集ページを作る能力が備わっているか。寄附拡大につながるポータルサイトページの充実策となっているか。 ・レビュー数を増加させる手法が具体的かつ実現性のある内容か。 ・その他、寄附額を伸ばすための提案（集客力、転換率、寄附単価の向上等）がふるさと納税市場におけるマーケティングの視点に基づく具体的かつ実現性のある内容となっているか。	
	独自性	・先進的な事例や、他自治体にはない返礼品開発の取組みや提案が含まれているか。 ・本市の業務効率化、経費削減、受入寄附金増など、市への支援についての提案が含まれているか。また、その提案が実現可能なものか。	
経費	コスト圧縮	・委託後の事務費低減を考慮した提案となっているか。 ・長期的なコスト最適化の視点があるか。	30
	委託料の設定	・委託料の積算根拠が妥当であり、合理的であるか。 ・寄附金額に対する料率の設定が業務内容に見合っているか。	
その他	準備の確実性	業務開始（令和9年4月1日）に向け、本市をはじめとした関係事業者への対応やデータの移行作業等、導入スケジュールが十分検討されたものとなっているか。	10
合 計			200

- (1)「業務体制」、「業務内容」、「経費」、「その他」の項目で分類した審査項目、評価の着眼点について、A～Eの評価を行う。
(2)評価点については、A～Eの評価(A:5、B:4、C:3、D:2、E:0)に掛率をかけた点数を用いる。
(3)委員5人の総合計得点数が最も高いものを選定する。(1,000点満点(5人計))。合計点数が最も高いものが複数いる場合は委員の多数決により決定する。それでも決しない場合は委員長が決定する。